

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

ジョブバンク株式会社とジョブバンク株式会社従業員を代表する者は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次の通り協定する。

第1条 本協定は、派遣先で定められた全ての業務に従事する派遣労働者（以下「対象従業員」という。）に適用する。

- (1) 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐため、本労使協定の対象とする。
- (2) ジョブバンク株式会社は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

第2条 対象従業員の賃金は、基本給、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当とする。賞与及び職務手当等は、雇用契約書に記載されている者のみ支給する。

第3条 対象従業員の賃金の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1のとおりとする。

- (1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は「令和7年8月25日職発0825第1号「令和8年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という。）に定める「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）」の小分類を使用し別表1のとおりとする。
- (2) 通勤手当については、基本給・賞与等とは分離し、第6条のとおりとする。
- (3) 地域調整については、「令和7年度職業安定業務統計による地域指数のハローワーク別地域指数」により調整するものとし、別表1の通りとする。

第4条 対象従業員の基本給・賞与等は、次の各号に掲げる条件を満たし別表2のとおりとする。

- (1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同等以上であること。
- (2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額の対応関係は次のとおりとすること。ただし各ランクの職務の内容をみているものとする。
SSランク：10年 Sランク：5年 Aランク：3年
Bランク：2年 Cランク：1年 Dランク：0年
- (3) 同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合は、基本給の1～3%の範囲内で時給をあげることとする。

第5条 対象従業員の時間外手当、深夜・休日労働手当は、正社員はJ-C06賃金規定27条、契約社員(パート社員)はJ-C07契約社員賃金規定(JC-08パートタイマー賃金規定)第16条に準じて、法律の定めに従って支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、正社員はJ-C06賃金規定第19条及び第20条、契約社員(パート社員)はJ-C07契約社員賃金規定(JC-08パートタイマー賃金規定)第14条及び第15条に準じて、通勤に要する実費に相当する額を支給する。

第7条 対象従業員の退職手当は、通達第3の4に基づく合算による比較方法により対応するものとし、基本給・賞与等の5%の額を基本給に含めて支給する。

第8条 対象従業員の賃金の決定とその評価は、次の各号に掲げる通りとする。

- (1) 正社員は、J-C13人事考課制度規定及びJ-C06賃金規定第13条及び28条及び第3章に従い勤務評価を行い、その評価結果に基づき基本給及び賞与額を決定する。
- (2) 契約社員(パート社員)は、J-C07契約社員賃金規定(JC-08パートタイマー賃金規定)第13条及び第17条及び第3章に従い勤務評価を行い、その評価結果に基づき基本給及び賞与額を決定する。
- (3) 人事考課の結果、高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合は、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するよう努めるものとする。

第9条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他賃金以外の待遇については、各就業規則第9章から11章までの規定を準用する。

第10条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「教育訓練実施計画」にしたがって着実に実施する。

第11条 本協定に定めのない事項については、別途労使で誠実に協議する。

第12条 本協定の有効期限は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とする。

令和8年3月 日

ジョブバンク株式会社 代表取締役社長 北平 和史 ㊟

ジョブバンク株式会社 従業員代表 ㊟